

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和4年度第2回枚方市都市計画審議会	
開 催 日 時	令和4年11月10日（木）	10時00分から 11時02分まで
開 催 場 所	別館4階 第3委員会室	
出 席 者	会長：岡委員 委員：山野委員、上山委員、高田委員、山條委員、三上委員、松岡委員、加藤委員、奥野委員、門川委員	
欠 席 者	会長代理：熊谷委員 委員：阿部委員、若狭委員、岡崎委員、上野委員	
案 件 名	<p>【審議案件】 議案第2号 東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について</p> <p>【報告案件】 建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について</p> <p>【その他】</p>	
提出された資料等の 名 称	令和4年度第2回枚方市都市計画審議会議事次第 令和4年度枚方市都市計画審議会委員名簿 令和4年度第2回枚方市都市計画審議会議案書 令和4年度第2回枚方市都市計画審議会議案書資料 令和4年度第2回枚方市都市計画審議会報告案件資料	
決 定 事 項	審議案件について、原案のとおり承認	
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開	
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表	
傍 聴 者 の 数	0人	
所 管 部 署 (事 務 局)	都市整備部都市計画課	

審 議 内 容	
岡会長	<p>定刻となりましたので、ただ今より令和4年度第2回枚方市都市計画審議会を開催いたします。</p> <p>今日、駅に降り立ちまして広場の方にきましたら、菊花展をやっています、本当にうれしくなっております。子どもの時には必ずひらかたパークに菊人形を見に行っていたので。随分昔の話ですけども、とても懐かしくて、市民の方が人形を作っておられるというのが素晴らしいなど、枚方に今日来られてよかったなと思っています。</p> <p>それでは、皆様、今日は御多忙のところ、御出席いただきありがとうございます。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大の防止を図るため、マスクを着用して進行させていただきます。御了承いただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、委員の出席状況につきまして、事務局より報告をお願いいたします。</p>
堀井都市計画課長	<p>委員の出席状況を報告します。</p> <p>本審議会の委員総数は、15名でございます。</p> <p>本日は委員総数の半数以上10名に御出席いただいております、枚方市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、審議会が成立していますことを報告します。</p>
岡会長	<p>次に、本審議会は、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程に基づき原則公開としています。</p> <p>本日の案件を確認したところ、個人情報などの公開すべきでない情報が含まれた案件ではありませんので、本日の審議会は公開といたしますが、異議ありませんか。</p>
出席委員	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
岡会長	<p>異議なしと認め、本日の審議会は公開といたします。</p> <p>続いて、配布資料の確認を事務局よりお願いいたします。</p>
堀井都市計画課長	<p>お配りしております資料を確認させていただきます。</p> <p>まず、議事次第、委員名簿、座席表、令和4年度第2回枚方市都市計画審議会議案書、議案書資料及び報告案件資料でござ</p>

<p>岡会長</p>	<p>います。</p> <p>不足資料はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。資料の確認は以上でございます。</p> <p>それでは、審議会の開催にあたり、枚方市を代表いたしまして小山副市長より御挨拶をいただきます。</p>
<p>小山副市長</p>	<p>副市長の小山でございます。</p> <p>開会にあたりまして、一言、御挨拶を申し上げます。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい中、都市計画審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、平素は、本市の都市計画行政に関しまして、御指導とお力添えをいただいておりますこと、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。</p> <p>大阪府下12番目の都市として誕生いたしました本市でございますが、本年8月1日に市制施行75周年を迎えたことを記念いたしまして、昨日、総合文化芸術センターにて記念式典を開催いたしました。</p> <p>式典では長年、各分野で御活躍いただきました、また、市政発展に貢献されました方々に敬意と感謝を申し上げるとともに、先輩諸賢より紡がれた枚方市の歴史と伝統の重みを改めて実感したところでございます。</p> <p>一方、いまだ収束が見えない状況での新型コロナウイルス感染症でございますが、このことを新たな生活様式やDXの推進、特に都市情報のDX化などにおきまして、変革の機会と積極的に受け止め、利用者の利便性を向上するとともに、持続可能なまちづくりに向けた都市政策を展開してまいりたいと、そのように考えております。</p> <p>委員の皆様方には引き続き、本市のまちづくりに変わらぬ御支援と御協力をいただきますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日は、どうぞよろしく願いいたします。</p>
<p>岡会長</p>	<p>ありがとうございました。これより、議事に入ります。</p> <p>議事次第1. 審議案件「議案第2号 東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」、事務局より説明をお願いいたします。</p>

堀井都市計画課長	<p>す。</p> <p>それでは、「議案第2号 東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」、御説明します。</p>
岡会長	<p>座ってお願いします。</p>
堀井都市計画課長	<p>ありがとうございます。着席して、説明させていただきます。</p> <p>本日はお手元のタブレット端末を使いまして議案書及び議案書資料の内容を説明させていただきます。</p> <p>皆様、タブレットの状況はよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、説明を始めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>初めに、生産緑地地区につきましては、市街化区域内における緑地としての機能や、災害時の緊急的な避難空間、公共施設用地の保留地などの多目的な機能を有する農地等を計画的に保全することにより、良好な都市環境を形成するため、指定しているものでございます。</p> <p>次に、議案書の内容について、御説明します。</p> <p>スライドの右肩に議案書の該当ページを記載しておりますので、あわせて御参照ください。</p> <p>画面には、生産緑地地区の変更にかかる計画の内容をお示ししております。</p> <p>今回の変更により、本市の生産緑地地区数は、448地区から9地区減少し、439地区となります。</p> <p>面積としましては、約85.62ヘクタールから2.68ヘクタール減少し、約82.94ヘクタールとなります。</p> <p>次に、今回の生産緑地地区の変更理由ですが、生産緑地法第10条の規定に基づく買取り申出により、行為制限の解除された生産緑地については、農地としての機能が失われたことから、生産緑地地区を廃止及び変更するものです。</p> <p>次に、今回の変更の概要を御説明します。</p> <p>ここからは議案書資料の内容となります。</p> <p>先ほどと同様に、スライドの右肩に議案書資料の該当ページを記載しておりますので、あわせて御参照ください。</p> <p>画面には変更の種別ごとの増減をまとめた一覧表をお示ししています。</p>

	<p>この表は左から変更の種別、区域の縮小や廃止の内訳、変更種別ごとの地区数、変更前、変更後の面積を取りまとめたもの でございます。</p> <p>変更種別ごとの内訳ですが、地区の区域変更としまして、主 たる従事者の死亡などによる買取り申出に伴い区域が縮小さ れるものが16地区となっており、面積では約1.84ヘクタール減 少しています。</p> <p>地区の廃止につきましては、主たる従事者の死亡などによる 買取り申出に伴い、廃止するものが9地区となっており、面積 では約0.84ヘクタール減少しています。</p> <p>画面にお示ししておりますのが、今回の変更地区の位置図で ございます。</p> <p>お手元の議案書資料の資5ページとなります。</p> <p>それでは、地区ごとに順に御説明します。</p> <p>初めに、画面にお示ししている表示について、御説明します。 左下に、該当地区の変更内容を表示しています。</p> <p>画面の下に凡例として、変更後の区域を緑色、廃止する区域 を黄色の下地にドットで表示しております。</p> <p>それではまず、西船橋一丁目の楠葉B6-2地区です。</p> <p>こちらの地区につきましては、地区の一部で買取り申出があ り、行為制限を解除しましたので、面積を約1.19ヘクタールか ら約1.14ヘクタールに変更するものです。</p> <p>次に、船橋本町一丁目の楠葉B18地区です。</p> <p>こちらの地区につきましては、地区全体で買取り申出があ り、行為制限を解除しましたので、面積約0.05ヘクタールの地 区全体を廃止するものです。</p> <p>次に、船橋本町二丁目の楠葉B19地区です。</p> <p>こちらの地区につきましては、地区の一部で買取り申出があ り、行為制限を解除しましたので、面積を約0.21ヘクタールか ら約0.11ヘクタールに変更するものです。</p> <p>次に、養父丘一丁目の殿二A10地区です。</p> <p>こちらの地区につきましては、地区の一部で買取り申出があ り、行為制限を解除しましたので、面積を約0.43ヘクタールか ら約0.36ヘクタールに変更するものです。</p> <p>ここで、画面に帯状にオレンジ色で示している線ですが、市 街化区域と市街化調整区域の区分を示したものでございます。</p> <p>次に、長尾家具町二丁目の菅原A4地区です。</p>
--	--

	<p>こちらの地区につきましては、地区の一部で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積を約0.39ヘクタールから約0.20ヘクタールに変更するものです。</p> <p>次に、長尾家具町四丁目の菅原A5地区です。</p> <p>こちらの地区につきましては、地区全体で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積約0.1ヘクタールの地区全体を廃止するものです。</p> <p>次に、長尾元町七丁目の菅原A10地区です。</p> <p>こちらの地区につきましては、地区の一部で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積を約0.17ヘクタールから約0.07ヘクタールに変更するものです。</p> <p>次に、長尾西町二丁目及び三丁目の菅原A14地区です。</p> <p>こちらの地区につきましては、地区の一部で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積を約0.24ヘクタールから約0.06ヘクタールに変更するものです。</p> <p>次に、長尾元町四丁目の菅原A31地区です。</p> <p>こちらの地区につきましては、地区の一部で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積を約0.21ヘクタールから約0.17ヘクタールに変更するものです。</p> <p>次に、長尾元町四丁目の菅原A32地区です。</p> <p>こちらの地区につきましては、地区の一部で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積を約0.18ヘクタールから約0.08ヘクタールに変更するものです。</p> <p>次に、長尾元町一丁目の菅原A34-2地区です。</p> <p>こちらの地区につきましては、地区全体で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積約0.15ヘクタールの地区全体を廃止するものです。</p> <p>次に、中宮大池二丁目の山田B30地区です。</p> <p>こちらの地区につきましては、地区全体で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積約0.08ヘクタールの地区全体を廃止するものです。</p> <p>次に、池之宮四丁目の山田B38地区です。</p> <p>こちらの地区につきましては、地区全体で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積約0.04ヘクタールの地区全体を廃止するものです。</p> <p>次に、春日北町一丁目の津田A7地区です。</p> <p>こちらの地区につきましては、地区の一部で買取り申出があ</p>
--	---

	<p>り、行為制限を解除しましたので、面積を約0.12ヘクタールから約0.04ヘクタールに変更するものです。</p> <p>次に、春日北町一丁目の津田A7-1地区です。</p> <p>こちらの地区につきましては、地区の一部で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積を約0.19ヘクタールから約0.13ヘクタールに変更するものです。</p> <p>次に、小倉東町の殿一A4地区です。</p> <p>こちらの地区につきましては、地区の一部で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積を約0.25ヘクタールから約0.17ヘクタールに変更するものです。</p> <p>次に、春日西町二丁目の津田A25地区です。</p> <p>こちらの地区につきましては、地区の一部で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積を約0.39ヘクタールから約0.32ヘクタールに変更するものです。</p> <p>次に、春日元町二丁目の津田A33地区です。</p> <p>こちらの地区につきましては、地区全体で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積約0.12ヘクタールの地区全体を廃止するものです。</p> <p>次に、津田西町三丁目の津田B24地区です。</p> <p>こちらの地区につきましては、地区全体で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積約0.19ヘクタールの地区全体を廃止するものです。</p> <p>次に、津田元町四丁目の津田B25地区です。</p> <p>こちらの地区につきましては、地区の一部で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積を約1.04ヘクタールから約0.53ヘクタールに変更するものです。</p> <p>次に、村野本町の川越A20地区です。</p> <p>こちらの地区につきましては、地区の一部で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積を約0.10ヘクタールから約0.05ヘクタールに変更するものです。</p> <p>次に、村野本町の川越A23地区です。</p> <p>こちらの地区につきましては、地区の一部で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積を約0.40ヘクタールから約0.37ヘクタールに変更するものです。</p> <p>次に、茄子作北町の川越B1地区です。</p> <p>こちらの地区につきましては、地区全体で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積約0.06ヘクタールの地</p>
--	---

	<p>区全体を廃止するものです。</p> <p>次に、茄子作東町の川越B15地区です。</p> <p>こちらの地区につきましては、地区の一部で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積を約0.24ヘクタールから約0.11ヘクタールに変更するものです。</p> <p>次に、茄子作東町の川越B15-1地区です。</p> <p>こちらの地区につきましては、地区全体で買取り申出があり、行為制限を解除しましたので、面積約0.05ヘクタールの地区全体を廃止するものです。</p> <p>最後に都市計画手続の経過と今後の予定について御説明します。</p> <p>これらの変更案につきましては、本年9月20日から10月4日までの期間におきまして、都市計画案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。</p> <p>今後の予定といたしましては、本日の審議会にて御承認をいただきましたら、都市計画の変更に向けた手続を進め、本年11月中に都市計画の変更告示を行う予定です。</p> <p>なお、今回、生産緑地地区は約2.68ヘクタール減少し、年々減少傾向にあります。今後も都市農地を保全するため、生産緑地地区の制度及び追加指定の周知に努めるほか、本市の農業施策の向上に努めている農政部局などとも連携を図ってまいります。</p> <p>以上で、「議案第2号 東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」の御説明とさせていただきます。</p> <p>御審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。ただ今説明のありました議案第2号につきまして、御意見、御質問がございましたらマイクをお持ちしますので挙手をお願いします。</p> <p>今回の廃止及び区域変更により計2.68ヘクタール減少することと、今回、新たな生産緑地の追加指定はないとのこと。そこでまず、今後、農地の減少傾向を抑制する施策にどのように取り組んでいくのか、また、地域では市民農園を利用したいが農園が少ないとの声も聞いています。例えば、生産緑地を市民農園等で活用するなどできないのか、あわせてお伺いいたします。</p>
岡会長	
加藤委員	

<p>岡会長</p> <p>堀井都市計画課長</p>	<p>事務局お願いいたします。</p> <p>本市では、平成30年度に面積要件を緩和する条例を制定したほか、面積要件の欠如による、いわゆる道連れ廃止を防止するため、一団地の農地などの取り扱いを見直したところがございます。</p> <p>また、前回の審議会で御意見いただきました特定生産緑地制度につきましても、引き続き関係者への周知徹底を行いまして、生産緑地の保全を図っていきたいというふうに考えております。</p> <p>次に、生産緑地を市民農園に活用できないかという御質問につきましては、開設する際の法手続が不要な市民農園もございますので、正確な数までは把握できておりませんが、J A北河内の農園だけでも約800区画以上あるというふうに聞いております。</p> <p>また、平成30年の制度改正によりまして、相続税納税猶予制度適用農地を活用した市民農園を開設することが可能となったことから、生産緑地を活用した市民農園の開設がしやすくなったということがございます。</p> <p>今後もこのような制度の周知に努めるとともに、生産緑地の維持保全が図られますよう、J Aや農政部局との連携などの取り組みを考えてございます。</p>
<p>加藤委員</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>生産緑地地区の存廃は、農地所有者の意志によるところが大きく、年々減少しているのが現状とのことですが、農地の減少傾向を抑制する施策等を急ぎ構築していかなくてはならないと考えます。</p> <p>農水省が調査を始めた2011年以降では、13年の405万8400ヘクタールをピークに減り、20年には399万6300ヘクタールでした。2030年には397万ヘクタールを確保する政府目標の達成は、非常に危うい状況です。</p> <p>優良農地の確保は、カロリーベースで37パーセントしかない、食料自給率引き上げに欠かせない課題であると考えます。</p> <p>まずはできることから、先ほどおっしゃられた相続税納税猶予制度適用農地を活用した市民農園を開設することなど、現状</p>

	<p>で可能な制度の周知に努めていただくとともに、農地所有者の方々に寄り添った対応を丁寧に行い、生活環境の整備や農業以外での所得機会の創出など、移住定住政策なども必要であり、また、有機農業が持続的に展開できるよう、産地化や学校給食への供給を含めた販路の確保など地域ぐるみの取り組みを促進し、国や自治体による支援を最大限に行えるよう、関係する農政部局などと連携を図り、取り組んでいただきますよう要望いたします。以上です。</p>
岡会長	<p>ありがとうございます。 これは、受けていただくということでしょうか。</p>
堀井都市計画課長	<p>さきほどの答弁通りです。</p>
岡会長	<p>御意見ということで。ありがとうございます。 もうひとかた、松岡委員。</p>
松岡委員	<p>私の方からも一点だけお聞きしたいんですけれども。 生産緑地が減少していくというのは、本当に何とかならないのかなという思いなんですけれども。改めて今ね、ロシアによるウクライナの軍事侵略なんかがあった中で、先ほど加藤委員からも話がありましたけど、食料自給率の問題というのは、すごく市民の関心事になっているんですよね。地域で、できるだけ地産地消で食料確保っていうことは、たくさんの方から強く聞かれる課題になっているなど私自身実感をしているところなんですけれども。そこで、改めて、この審議会には学識の方もいらっしゃるということで、もし何か先進的なお知恵などがあれば聞かせていただきたいです。この場で今すぐということが難しければ、事務局に後日でも情報提供していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。</p>
岡会長	<p>はい、ありがとうございます。 この廃止になった所を見ていると、やっぱり小学校の横だったり、あるいは公園の横だったり、うまく使えばいい空間ができるなと思うところが随分あるなとは思いました。ただ、枚方市の場合は、市街化調整区域があるので、それが無い市も結構あるんですけれども、市街化調整区域があって、その農地</p>

<p>上山委員</p>	<p>をいかにうまく活用してちゃんと生産してもらうなど放棄地にならないようにしていくというふうなこともひとつ重要なことかと思っておりますが、そのあたりの情報をお持ちの方いらっしゃいますか。市街化調整区域の農地の状況というのはどうなんでしょう。急に言って申し訳ありません。</p> <p>はい、お願いいたします。</p> <p>松岡委員と加藤委員からも結構な御意見いただいたんですけども。私、農政関係の代表をさせていただいてるんですけども、今の現状で言いましたらね、まず、後継者が育っていないと。それは何かと言ったら、そちらのほうが御存知やと思うんですけども、若い世代が今の農業に関心無いと。農業やったところでお金を得られない。だから、そんな状況やったら農家を引き継がないという考えの若者が多くなっています。そうやってきたら、親が亡くなったりしたら、相続税の関連で、金銭的なものがかかってくるので、市街化区域内の農地なんかは、一番早く、手っ取り早くお金に換えられると、そんな現状が出ているんやと思います。だから、毎年毎年農地が減ってきているのは事実で、私らも一生懸命努めているんですけど、なかなかそこに追いつかないというのが現状です。できる限り、防災農地になるのに提供していただくようお願いはしてるんですけどね。まあ、お願いだけでなかなかそれに協力していただけないというのが現状です。そういったところも踏まえて、農業で生産して自給率を高めていくために、市民の方がどれだけ協力して国内の農産物を買っていただくかというところにね、最終的にはかかってくると思うんですけど。まあ、一般的には、安いものを買えばいいという考えのもとですので、なかなか農業を維持するのは難しい状況になっています。そういうようなところを理解していただいた方が早いかなと思います。以上です。</p>
<p>岡会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>何かございますか。</p> <p>はい、お願いします。</p>
<p>堀井都市計画課長</p>	<p>色々御意見をいただきましてありがとうございます。また、他市等でですね、そういった成功事例でありますとか、生産緑</p>

	<p>地を維持保全していくためのそういう事例があればですね、ぜひ御教授いただければと思います。</p> <p>今後、農地を取り巻く状況は、年々変わっていくかと思えますけども、冒頭の小山副市長からもありましたように、DXやIoTでありますとかAIを活用した、例えばの話なんですけれども、そういったものを活用して農業を営んでいく、コストをかけずにですね、担い手がいないというような上山委員からも話がありましたけど、担い手の数が少なくなってもAIやIoTを活用して、低コストで農業を営んでいけるようなそういう仕組みが、今後、構築されるようになるなど、そういったところのようなひとつの事例なんですけれども、状況等いち早くキャッチしながら、国とか府でありますとか他市町村のそういう先端の情報を入手しながらですね、今後も農地の維持保全、減少に歯止めをかけていくような取り組みをJAや農政部局と連携しながら取り組んでいきたいと考えております。よろしくをお願いします。</p>
岡会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>今、思い出したんですけれども、某市の生産緑地でミニトマトを作ってもらって。ミニトマトに特化した街中農地、朝から皆さんそこに並んで買いに行くっていうそういう光景が毎日見られているというふうなところもございますので。購入する側もそうですし、生産する側の工夫というか、両方で何か新しい知恵を考えていただけたらなと思います。ありがとうございます。</p>
松岡委員	<p>はい、どうぞ。</p> <p>すみません、どこの自治体かまた教えてほしいです。 ありがとうございました。</p>
岡会長	<p>はい、それではほかはございませんでしょうか。 はい、お願いいたします、高田委員。</p>
高田委員	<p>先ほど事務局からもございましたけど、枚方市内の企業さんであったりとか学生さんであったり大学関係でも、社会課題解決型の技術に興味をお持ちの方、非常にたくさんおられますので、例えばそういう方々、先ほどAIとかとおっしゃってたと</p>

	<p>ころは、地元の大学さんの中でそういった技術を持ってらっしゃるところもありますので、例えば、そういう企業さんであったり大学さんであったり学生さんがですね、生産緑地制度を活用して、いきなりビジネスというのは難しいと思うんですけども、ビジネスに至るまでの前段、マネタイズの間の実証実験的な活用というところで、こういう制度が使えないかといった御質問があった場合というのは御相談に伺わせていただいてもいいものかと思いますがいかがでしょう。</p>
岡会長	<p>事務局、お願いいたします。</p>
堀井都市計画課長	<p>都市農地の保全に繋がる企業や大学などとの連携は、とても重要と考えております。生産緑地制度を活用したそういう御相談がございますれば、農政部局とも連携しながら、対応を検討していきたいというふうに考えております。</p>
高田委員	<p>ありがとうございます。また、そういった事例がありましたら御紹介させていただければと思ったのでお願いします。</p>
岡会長	<p>はい、よろしくお願いいたします。 山條委員、お願いします。</p>
山條委員	<p>我が農協も貸し農園ということをやっておりますが、これは市街化区域、市街化調整区域にかかわらずやっているということでございます。その要件が、私、今、資料を持っておりませんので発表しませんが、先ほど、大学との連携とか、そういうお話がありました。我々農協としては、今、摂南大学の農学部とそういう提携は結んでおまして。今の生産緑地の部分にはかかわってはおりませんが、そういうことが大学と協議できればやっていきたいなと思っております。どうもありがとうございました。</p>
岡会長	<p>はい、ありがとうございます。 市街化調整区域の農地にそうやってしっかり入って行かれて、そこをきちんと農地として守ることが先決といっちはあれですけども、かなと。それがおろそかになってしまうと、せっかくこの良い枚方市の都市計画が、意味を失くしてしまうの</p>

出席委員	<p>で。そこをきちんとした上で、生産緑地の対策を次の段階というか、進めていくのがいいのかなど。これは個人的な意見ですけどもそういうふうに思います。</p> <p>ほかは、いかがでしょうか、よろしいですか。</p> <p>御意見、御質問も終了したようですので、審議を終了したいと思います。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
岡会長	<p>異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり承認することといたします。</p> <p>では、続きまして、議事次第第2. 報告案件に入ります。</p> <p>「報告案件 建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」、事務局より報告をお願いいたします。</p> <p>これも着座してお願いします。</p>
西山審査指導課長	<p>それでは、「報告案件 建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」、御報告させていただきます。</p> <p>お手元の報告案件資料、5ページから7ページの内容にそって、順に御報告させていただきます。資料とは順番が前後する部分もございますが、御了承ください。</p> <p>初めに、建築基準法第51条の概要について、御説明いたします。</p> <p>卸売市場やごみ焼却場、その他政令で定める処理施設などは、原則として、その敷地の位置が都市計画において決定されているものでなければ建築することができません。</p> <p>一方で、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、この限りではありません。</p> <p>本案件に係る処理施設は、都市計画において敷地の位置が決定されているものではありませんが、これまでの審査の結果、都市計画上、特段の支障がないと考えられることから、大阪府</p>

都市計画審議会の議を経て、特定行政庁である枚方市が敷地の位置について許可を行おうとするものでございます。

なお、本案件は、大阪府都市計画審議会の付議案件でございますが、本市における先例にならい、予め枚方市都市計画審議会に御報告を行うものでございます。

次に、本計画の概要について、御説明いたします。

敷地の位置は、枚方市中宮大池3丁目地内でございます。

都市計画における区域・地域は、それぞれ市街化区域・工業専用地域に定められております。

周辺状況等の詳細につきましては、後ほど御説明申し上げます。

処理施設の概要ですが、敷地面積は約3,400平方メートル、敷地内の既設建築物は事務所棟、倉庫棟、工場棟の3棟からなり、延べ面積は約1,500平方メートルとなっております。

今回の計画は、既存の工場棟の内部に設置している破砕機の増設により処理能力の増強を行うものであり、今回新たに建物の増築等を行うものではございませんが、建築基準法上、用途変更として取り扱うため、同法第51条の規定が準用されるものです。

なお、既存建築物は適法に手続を行い、工場棟は令和元年に新築されたものでございます。

本計画に係る処理施設の種類の種類は、産業廃棄物処理施設です。

廃プラスチック類の破砕施設としての処理能力を、現在の一日当たり4.5トンから19.6トンへと増強する計画であり、一日あたりの処理能力が6トンを超えることから、建築基準法第51条ただし書の許可を要するものでございます。

本施設における処理工程は、廃棄物の受け入れ、保管、選別、破砕、保管、搬出の順で行い、①良質な廃プラスチック類の再資源化を行う「マテリアルリサイクル」、②汚れた廃プラスチック類を燃料やセメント原料化する「サーマルリサイクル」を目的とした施設です。本計画による処理能力の向上を通じ、廃棄物処理に関わる社会問題への取組に寄与するものと考えております。

こちらの写真は、敷地の西側道路から撮影したものでございます。手前は事務所棟です。左奥に見える工場棟の内部で、産業廃棄物の破砕処理が行われております。

次に、周辺の土地利用について御説明します。

こちらは、用途地域図に周辺の主要幹線道路を重ねたものでございます。

敷地は市道田口池之宮線に接道しており、周辺には、国道1号、国道307号、府道枚方交野寝屋川線、市道枚方藤阪線などが整備されております。

敷地の用途地域は、全て、工業専用地域に指定されております。敷地に最も近接する住居系の用途地域、第一種住居地域までは、準工業地域を介して約370メートル離れております。

こちらの図面は、敷地境界線から100メートルの範囲における、周辺建物の用途を示したものでございます。

青色着色部分が工場、紫色がぱちんこ店、茶色が事務所となっております。黄色はぱちんこ店の社員寮でございますが、建築後約50年を経ており、空室が目立つような状況に見受けられます。

こちらの写真は、敷地の前面道路から北側を写したものです。右手前が、敷地内の事務所棟です。前面道路の幅員は、約6.8メートルでございます。

次に、周辺環境への配慮について御説明いたします。

本件許可申請に先立ち、事業者において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可手続に必要な生活環境影響調査を行っております。

調査項目は、施設の稼働と運搬車両の走行について、それぞれ大気質・騒音・振動の調査・予測・評価を行っております。

調査地点は、敷地境界周辺の地点①から④、搬入搬出経路となる市道田口池之宮線上の地点A、府道枚方交野寝屋川線上の地点B、国道307号上の地点C、Dにおいて行っております。

なお、本計画に係る周辺環境への配慮としまして、粉塵対策については噴霧器の使用やシート掛けを行うこと、騒音・振動対策については低騒音型重機の使用や防振ゴムの設置を行うこと、また、これらに加え、屋内作業に限定することなどが示されております。

こちらは、生活環境影響調査の調査結果一覧でございます。

各調査項目において、予測値が最大となった調査地点の値を示しております。

このうち、最下段にお示ししております振動について、現況値から増加することが予測されておりますが、いずれも環境保全目標値以下に収まっており、本計画による周辺環境への影響

は軽微なものであると考えております。

なお、下から二段目、騒音につきましては、予測値が環境保全目標値を上回る結果となっておりますが、現況値から増加するものではないため、本計画に伴う直接的な影響は軽微なものであると考えております。

本件事業者は、枚方市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例に基づき、説明会の開催等により、敷地周辺の関係者から意見の聴取を行っており、現時点において、特段の反対意見はないとの報告を受けております。

なお、条例にて対象とする説明範囲は、計画地及び隣接地の土地所有者、加えて、これらの土地にある事業所等にて勤務しているものとなっております。

ここまでの説明を踏まえ、改めて特定行政庁として許可できると判断する理由を申し上げます。

1つ目に、当該敷地における用途地域は工業専用地域に指定されており、周辺地域についても工業系土地利用が図られていること、また、枚方市都市計画マスタープランでは、中南部地域の工業集積ゾーンに位置し、主として工業などの産業の集積を図る地域としており、住宅系の用途地域からも一定距離離れた立地であることから、都市計画上支障がないと判断できるためでございます。

2つ目に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律による許可手続において必要となる生活環境影響調査の結果、本計画による周辺環境への影響は軽微であると評価できるとの調査結果が得られているためでございます。

加えて、本件敷地における既存事業は適正に手続が行われており、これまでの操業も含め、地元関係者より特段の反対意見がないことも確認しております。

最後に、今後の予定について御説明いたします。

令和5年2月頃に予定されている大阪府都市計画審議会にお諮りし、承認をいただいたのち、特定行政庁である本市が建築基準法第51条ただし書の規定による許可を行うこととなります。

また、本手続と並行して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律による産業廃棄物処理施設設置許可の手続を行っておりますが、本件、建築基準法第51条ただし書許可と同時期の許可になるように、環境部局と調整しております。許可後、事業者には

<p>岡会長</p>	<p>において破砕機の増設を行い、運用を開始されることとなります。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今説明のありました報告案件につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。マイクをお持ちしますので挙手をお願いいたします。</p> <p>松岡委員、お願いいたします。</p>
<p>松岡委員</p>	<p>ただ今報告いただきました6ページのところなんですけれども。「4 周辺環境への配慮 (1) 生活環境影響調査」について、お聞きしたいと思いますが。そもそもですね、この騒音のところなんですけれども、現況値が環境保全目標値を超えているってところで、少し違和感を感じるんですけれども。それであっても、影響が軽微としたことについて理由をお伺いしたいと思います。</p>
<p>岡会長</p>	<p>事務局、お願いいたします。</p>
<p>中尾環境指導課長</p>	<p>事業者が予測を行うにあたりまして、現状における騒音の状況を調査されたところ、72デシベルと環境保全目標値の70デシベルを既に上回っておりましたが、このように、現状、環境保全目標値を既に上回っているくらいの評価の在り方といたしましては、現状から増加するのか、増加する場合ほどの程度になるのかなどの状況を踏まえまして判断することになります。今回のケースからいきますと、現状の騒音72デシベルに対しまして予測結果が72デシベルと、増加することがないことなど踏まえまして、周辺環境への影響は軽微であると評価できると判断されたものと考えております。</p>
<p>岡会長</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>松岡委員</p>	<p>続いてなんですけれども。つまり、予測値から増加した訳じゃないので、ということだと思っんですけれども。では、そもそも、現状が環境保全目標値を上回っていることに対して支障がないと言えるのかと思っんですけれども。環境保全目標を上</p>

<p>中尾環境指導課長</p>	<p>回っている現状について、見解をお伺いしたいと思います。</p> <p>この騒音の現状が本件の事業者の施設からの騒音であれば、事業者は大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音の基準を順守する必要があり、適正に対策を講じられることが考えられますけれども、しかしながら、この調査地点は事業者の施設からは最も離れた位置であり、施設から騒音が最も低くなるとの結果であります。環境保全目標値を上回っている原因が、施設からの騒音であるとは考えられない状況であり、ここで、報10ページを御覧いただきたいんですけども、この調査地点の位置図になりますけども、縮尺の関係で若干わかりにくいかもしれませんが、道路際、市道田口池之宮線際に位置する地点②になります。このように、道路際の地点であることから、道路を走行中の車両の騒音が多く測定されたとの測定者からの情報もあり、このことから、事業者の施設からの騒音ではなく、道路を走行してた車両の騒音であると考えられる状況にあります。こうしたことも踏まえまして、特に支障がないという認識でおります。以上です。</p>
<p>岡会長</p>	<p>はい、松岡委員、お願いします。</p>
<p>松岡委員</p>	<p>最後は要望にしておきたいなと思うんですけども。一定、今の説明でそういうことなのかなということはわかったんですけども、できれば、車両の騒音が多く測定されたと測定者から聞いておりますという話であったので、資料の中にそうした記載もあっても良かったんじゃないか、資料を見るだけで、そうしたことでここは問題ないということがわかるようなものであったらもう少しわかりやすいのかなと思いますので、見てわかりやすい資料の提供もぜひお願いしたいということで質問を終わりたいと思います。</p>
<p>岡会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>今後の資料作りの参考にしていただけたらと思います。</p> <p>ほかはいかがでしょうか。</p> <p>はい、奥野委員、お願いいたします。</p>
<p>奥野委員</p>	<p>確認なんですけれども、報告書7ページのところに「5 特</p>

	<p>定行政庁として許可できると判断する理由」というところですがけれども、当該敷地は工業地域に指定されていると。いわゆる住宅系の用途地域、第一種住居地域から370メートル離れている立地だということで支障はないと書いているんですけども、先ほどの説明の中で、準工業地域に位置されている社員寮、築後50年でほとんど空き室が目立っていて住んでる人も少ないということですがけれども、もしここに住んでおられる人がいるならば、説明はされているのかなということと、地元住民等の説明の状況の中で、先ほどの資料の中では説明会開催時の出席者、近隣企業の社員さん2名というかたちで、この住民さんへしっかりと情報が届いているのかなというのが気になりましたので確認させてください。</p>
<p>岡会長</p>	<p>はい、事務局お願いいたします。</p>
<p>西山審査指導課長</p>	<p>社員寮は直接隣接している敷地ではございませんので、条例上、説明の対象とはなっておらず、どこまで説明しているか確認はとれておりません。</p>
<p>岡会長</p>	<p>奥野委員、お願いします。</p>
<p>奥野委員</p>	<p>条例上、説明の対象にはなっていないかもしれないけれども、もしそこに住民さんがおられたら、日々の生活のこともあるので、どういった影響が考えられるのかとか、情報提供っていうのはいるんじゃないかなと思ったんです。何人おられるのかわからないんですけど、空き室が目立っても、本当にこれは解体されるっていうそういうことなのかかわからないんですけども、もし、住んでおられるのであれば、その方々への健康上への問題がないのかとか、そういうところについては私として配慮いただきたいのかなと思いましたのでよろしく願いいたします。</p>
<p>岡会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。 そのあたりはどうなんでしょうか。</p>
<p>西山審査指導課長</p>	<p>事業者には、少数であっても入居者がいらっしゃるのであればしっかり周知するようにお伝えしていきたいと思っております。</p>

<p>岡会長</p>	<p>ます。ありがとうございます。</p> <p>よろしく願いいたします。ほかはいかがでしょうか。</p> <p>それでは、御意見、御質問もないようですので、報告案件は以上といたします。</p> <p>続きまして、議事次第3. その他につきまして、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>堀井都市計画課長</p>	<p>「その他」について御説明させていただきます。</p> <p>本日の審議会をもちまして今年度予定しておりました案件全ての御審議をいただきました。</p> <p>各案件につきまして御審議いただき、また、貴重な御意見をいただき、誠にありがとうございました。</p> <p>来年度は、都市計画の検討やまちづくりの取組など節目毎に御報告させていただきたいと考えておりますので、引き続きよろしく願いいたします。</p> <p>以上、その他の報告とさせていただきます。</p>
<p>岡会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。</p> <p>生産緑地につきましては、色々御意見を出していただいて、いい議論ができたかなと思いますので、今後ぜひ役立てていただけたらと思います。</p> <p>ほか、事務局、何かございますか。</p>
<p>堀井都市計画課長</p>	<p>ございません。</p>
<p>岡会長</p>	<p>それでは、最後に、枚方市を代表しまして山中都市整備部長より閉会の御挨拶をお願いいたします。</p>
<p>山中都市整備部長</p>	<p>令和4年度第2回枚方市都市計画審議会の閉会にあたりまして、一言、御挨拶を申し上げます。</p> <p>本日は、お諮りいたしました「東部大阪都市計画生産緑地地区の変更」につきまして、慎重な御審議と御承認をいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。</p> <p>また、御報告させていただきました「建築基準法第51条ただ</p>

<p>岡会長</p>	<p>し書」による処理施設につきましては、今後開催予定の大阪府都市計画審議会へ付議し、御承認をいただきましたら特定行政庁として必要な手続きを進めてまいります。</p> <p>今回いただきました御意見、資料の作り方でありますとか、生産緑地の在り方、市街化調整区域の農地の在り方も含め、都市づくりの中で一体的に考えていくべきものにとらえております。ありがとうございました。</p> <p>本年も残すところあと1カ月余りとなりました。委員の皆様方におかれましては、年末に向けまして冬の寒さが厳しさを増してまいりますので、風邪など召されぬよう、くれぐれも御自愛をいただきまして、甚だ簡単ではございますが、御礼の言葉とさせていただきます。</p> <p>本日は、誠にありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしましたので閉会といたします。ありがとうございました。</p>
------------	--

令和4年度第2回枚方市都市計画審議会議長